

平成22年12月14日

全国共済農業協同組合連合会

全国本部自動車部自動車損調業務グループ 御中

協同組合日本整骨師会

会長 登山 勲

交通事故患者の柔道整復師受診妨害防止の要望

要望の趣旨

交通事故患者といえども医療選択権があり、柔道整復師医療も対象とされていることに鑑み、患者の柔道整復師医療選択妨害防止について周知徹底を賜るようお願い申し上げます。

要望の理由

医療選択権が人権のひとつとされ、柔道整復師医療もこの対象として認められています。だが、「医療は医師が行うもの」とか、「交通事故傷病のため、その因果関係の判断の為に物的証拠が大事」などという事から、そして、保険支払い者の立場を掲げて、患者に対し、心ない医療選択の妨害・柔道整復師医療受診妨害問題が後を断ちません。この再発防止は全ての関係者の責務です。貴連合会にあっても是非とも万全な防止体制の要望です。

なお、この防止対策については、既に、従来より同様注意が行われているにもかかわらず繰り返し発生しているとき、この原因究明に立つさらなる注意の大事です。そこで下記の取り組みについての一層の取り組みを賜るようお願い申し上げます。

記

柔道整復師受診妨害防止対策の要点

柔道整復師受診妨害原因が「医療は医師が行うもの」という考え方が先行し、さらに、傷病の判断に「交通事故との因果関係の有無の確認のためXP・CT等の所見を必要とする場合の判断を『職員の専権事項』とする。」という考え方により惹起される事に鑑み、この注意の防止対策の大事です。次のような参考です。

1. 医療選択権が人権のひとつである事の注意。
2. 医療選択権の対象に柔道整復師医療も対象とされる事の注意。
3. XP・CTその他の検査の必要の判断について、患者の意思と治療を受けている医療機関（柔道整復師）の判断を得る注意。
4. 以上の注意について、不断の周知徹底を図る。

備考

以上の注意は適正な医療選択妨害防止の注意です。

だが、この注意とは別に制度の悪用乱用者に対する不適當治療防止対策に対する懸念の大事があります。これには保険者として全件の正確な統計の整備を行い、これを基に疑義者の特定を行う取り組みの大事です。